

【ポスター発表】

**社会的養護にある子どものアイデンティティ形成の保障**  
—英国のライフストーリーワークから学ぶ記録の保存と情報収集—

○ 文京学院大学 氏名 森 和子 (004390)

キーワード：ライフストーリーワーク, アイデンティティ, 社会的養護

### 1. 研究目的

子どもは本来、家庭において保護者により成人するまで養育され、当たり前の日常生活の積み重ねの中で自分自身のアイデンティティを形作っていく。家庭から引き離されて児童養護施設や里親・養親の下で暮らす子どもたちの中には、自分の生みの親のことや生い立ちを知らない子どもも多く、自分のアイデンティティを積み上げることができず、そのことが社会に溶け込む妨げになったり、虐待を繰り返す原因になったりすることもあると言われている。施設の子どもたちには、生い立ちの整理を必要としている子どもが少なからず居るという指摘もある。生みの親と離れた子どもが、自分自身の過去を受け止め、生きる希望を見出していくための1つの有効な取り組みがライフストーリーワーク（以下、LSW）といえる。「何故実親の元から離されて社会的養護を受けなくてはならなかったのか」ということを理解するために必要なものは、実親に関する情報や社会的養護に入る経過の詳細な資料である。その後の生活では、施設変更やケアワーカーの変更で子どもの成育歴の連続性が阻害されていることが多い。社会的養護を受ける子どもの健全なアイデンティティを形成していくためには、子どもに関する情報の記録は必要不可欠なものであるといえる。本研究は、社会的養護を受けた子どもが成長した時に、LSWの提供ができるよう、実親から収集する必要な情報の内容、ソーシャルワーカーが記録を書く視点や方法について、英国の実践を手掛かりにして示唆を得ることを目的とする。

### 2. 研究の視点および方法

LSWの先駆的な取り組みをしてきたコラム英国養子縁組・里親委託協会（Coram BAAF Academy）を訪問し、職員と元職員各1名ずつからのヒアリングによる質的調査を行った。主にLSWのあり方と社会的養護にある子どもの支援について聴取した。日本に来日した時に行ったLSWワークショップでの資料（才村, 大阪ライフストーリー研究会, 2012）と、英国で入手した文献も分析の補助資料とした。

### 3. 倫理的配慮

研究目的、方法などを調査協力者に説明した上で、同意を得た。調査に関しては、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守して行った。インタビュー調査は、調査対象者・地域・

団体等の匿名性を守り、質問の文言には、対象者の人権やプライバシーの保護を配慮して行った。

#### 4. 研究結果

結果として、以下の3点が導き出された。

##### 1. LSWを見据えた記録を残すことの重要性

日本の場合、子どもの担当児童福祉司は、数年単位で異動になり長期間施設や里親宅にいる子どもたちにとって、子どもの生育歴が分断されていってしまうことともいえる。英国では、担当者が変わる時に、可能な限り前年度の担当者同席の上、LSWの意味付けを踏まえ、子どものファイルにはできるだけ多くの情報を集めて、それを里親や施設職員に渡すこと、そして一番はじめの担当が措置をするまでの経過を、LSWの実施を見据え将来のために生い立ちの手紙(Later life letter)として残すことがソーシャルワーカーの義務とされている。これらの取り組みは子どものライフストーリーをつなげ、子どものアイデンティティを形成するために有効な方法であると考えられる。

##### 2. 実親と養子と養育者をつなぐ架け橋としての記録と情報の保管

「85%の養子は、コンタクトをとることや再会の経験により、なんで養子になったのかななどの疑問の答えが見つかり、アイデンティティの強化につながった。」(Triesliotis J., Feast, J., & Kyle, F., , 2003)という。このようなエビデンスを根拠にして、可能な場合は実親との再会も含めてLSWを進めていくことは、過去、現在、未来へと自らのアイデンティティをつなぐ架け橋となる(Ryanら, 2007)ことともいえる。

##### 3. 法律で保障されたLSWと子どものための記録の必要性

英国の2002年養子縁組・児童法では、18歳になった時に出自の情報開示の請求ができる。また、里親、施設でも日誌を書くことが法で義務づけられている。英国では、対人援助と記録保管という異なる分野の専門家が協働することによって、当事者や関係者の権利を守るための開示範囲や支援を多角的に検討している。

#### 5. 考察

LSWの取り組みは、子どものライフストーリーをつなげ、アイデンティティ形成のために有効な方法であると考えられる。わが国では、子どもの最善の利益を第一に考慮した養子縁組の手続きに関する法的規定や、行政手続きを明確にした公式文書は存在しない。日本でもLSWの実施に際して、将来的な実親との再会を可能とするような詳細な記録を残した上での情報の保存(英国保存期間100年)が重要であることが推察された。出自の情報開示やLSWの実施の保障、記録の保存等についての法制化に向け、当事者や施設職員、里親・養子縁組機関、社会福祉の専門家が子どもの最善の利益の視点から社会に訴えるキャンペーンをはり、国に検討を促す必要があることが示唆された。